

団体生命共済

団体生命共済事業規約

＜契約日または更新日が 2021 年 8 月 1 日からのご契約＞

- 「しおり」を表示していただくと、目次としてご利用いただけます。

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 総 則

(通 則)

第1条 教職員共済生活協同組合(以下「この組合」という。)は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この組合の定款第69条(事業の品目等)第1項第3号に掲げる事業を実施するものとする。

(定 義)

第2条 この規約において、つぎの各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号のとおりとする。

- (1) 「共済契約者」とは、この組合と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する者をいう。
- (2) 「被共済者」とは、共済の対象として、その生死等が共済事故とされる者をいう。
- (3) 「共済金受取人」とは、共済事故が発生した場合に、この組合に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる者をいう。また、「共済金受取人」のうち、被共済者の死亡を原因として支払う共済金の受取人を「死亡共済金受取人」という。
- (4) 「共済事故」とは、共済金等が支払われる事由をいう。
- (5) 「共済契約の更新日」とは、共済契約の共済期間が満了したときに従来の契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日をいう。また、「応当日」とは、共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、または1月ごとの共済契約の契約日または更新日に対応する日をいう。
- (6) 「死亡」とは、病死(自然死を含む。)及び事故死(自殺、殉職その他の不慮の事故死を含む。)を総称したものをいう。

(7) 「高度障害」とは、別表第2「身体障害等級表」の第1級、第2級および第3級(そして、もしくは言語の機能を廃したもののまたは終身労務に服することができないものに限る。)のいずれかの身体障害の状態その他この組合が定めるものをいう。なお、当該「身体障害等級表」における「身体障害」の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号。以下「施行規則」という。)に準じて行うものとする。

(8) 「障害」とは、別表第2「身体障害等級表」に定める身体障害の状態のうち、前号に定める高度障害を除いたものをいう。なお、当該「身体障害等級表」における「身体障害」の等級の認定は、施行規則に準じて行うものとする。

(9) 「共済証書」とは、共済契約の成立および内容を証するため、契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいう。

(10) 「基本契約」とは、共済契約のもっとも基本となる契約の部分で、特約を付帯する対象となっている主たる部分のことをいい、次条第1項に規定する事業にかかる契約をいう。

(11) 「特則」とは、この規約の本則に規定されている内容と異なる要件を付帯することができるものをいう。

(12) 「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」とは、つぎの算出方法書を総称したものをいう。

ア 別紙第1「掛金額算出方法書」

イ 別紙第2「責任準備金額算出方法書」

ウ 別紙第3「解約返戻金額算出方法書」

エ 別紙第4「契約者割戻準備金額算出方法書」

オ 別紙第5「未収共済掛金額算出方法書」

(13) 「ハンドブック」とは、共済契約の内容と

なるべき重要な事項（以下「重要事項」という。）および定款・規約（「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」を除く。）・細則等を記載したもので、共済契約を締結するときに共済契約者に交付するものをいう。

(14) 「細則」とは、第 73 条（細則）に規定するものをいい、この組合の理事会の議決による。

(15) 「契約概要」とは、重要事項のうち共済契約の申込みをしようとする者（以下「共済契約申込者」という。）が共済契約の内容を理解するために必要な事項をいう。

(16) 「注意喚起情報」とは、重要事項のうち共済契約申込者に対して注意喚起すべき事項をいう。

(17) 「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいう。ただし、同居であることを要しない。

(18) 「共済契約関係者」とは、共済契約者およびその者と生計を一にする親族をいう。

(19) 「返戻金」とは、共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合に払い戻す共済掛金をいう。

（事 業）

第 3 条 この組合は、この規約の定めるところにより共済契約者から共済掛金の支払いを受け、被共済者につき共済期間中に生じた死亡および高度障害を共済事故として、当該共済事故の発生により共済金を支払う事業を行う。

2 この組合は、前項に付帯する事業として、被共済者につき、共済期間中に生じたつぎに掲げる事由を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払う事業（この事業にかかる契約の部分を以下「特約」という。）を行う。

(1) 国家公務員災害補償法（昭和 26 年 6 月 2

日法律第 191 号）、地方公務員災害補償法（昭和 42 年 8 月 1 日法律第 121 号）または労働者災害補償保険法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 50 号）（これら法律を以下「公務員災害補償法等」という。）の適用を受けた公務上死亡および交通事故を直接の原因とする死亡（これらを共済事故とする特約を以下「公務・交通災害死亡特約」という。）。なお、交通事故および交通機関の範囲は別紙第 6「交通事故認定基準」に定めるものとする。

(2) 傷害または疾病を直接の原因とした障害（これらを共済事故とする特約を以下「障害特約」という。）。)

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通 則

(共済期間)

第4条 共済契約の共済期間は、第16条（共済契約の成立および契約日）に規定する共済契約の契約日または第17条（共済契約の更新）に規定する共済契約の更新日から1年とする。

- 2 前項の規定において、この組合とはじめて共済契約を締結する場合には、申込みの日の翌日の午前零時（以下、「責任開始時」という。）から申込みの日の属する月の月末までを共済期間に加える。

(期間の計算)

- 第5条 この規約において月または年をもって期間をいう場合には、期間の初日を算入する。
- 2 この規約において月または年をもって期間をいう場合の期間の満了日は、この規約において規定のあるときを除き、その起算の日の当該応当日の前日とする。
 - 3 応当日において、該当する月に応当する日がない場合には、その月の末日を応当日とみなす。

(契約年齢の計算)

- 第6条 被共済者の契約年齢は、第16条（共済契約の成立および契約日）に規定する契約日または第17条（共済契約の更新）に規定する共済契約の更新日における満年齢とする。ただし、1年未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、共済契約の申込みの日から第16条（共済契約の成立および契約日）に規定する契約日の前日までの間に共済事故が発生した場合には、申込みの日の翌日を契約日として年齢の再計算を行い、掛金に過不足があれば支払金額と精算するものとする。

(生年月日の誤りの処理)

第7条 共済契約申込書に記載された被共済者の生年月日に誤りがあった場合において、第29条（共済契約の無効）の規定により、当該共済契約が無効になるときを除き、この組合は、正しい生年月日にもとづいて共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に払い戻し、または不足分を追徴する。

第2節 共済契約の範囲

(共済契約者の範囲)

第8条 共済契約者は、共済の契約日および更新日においてつぎの各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) この組合の組合員
- (2) この組合の組合員の配偶者（内縁関係にある者を含む。ただし、共済契約者または内縁関係にある者に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除く。以下同じ。）

(被共済者の範囲)

第9条 被共済者となることのできる者は、第16条（共済契約の成立および契約日）に規定する共済契約の契約日および第17条（共済契約の更新）に規定する共済契約の更新日において、つぎの各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 共済契約者
 - (2) 共済契約者の配偶者
 - (3) 共済契約者の子（子とは、共済契約者と生計を一にする実子、養子、継子とする。）
- 2 被共済者となることのできる者の年齢は、第16条（共済契約の成立および契約日）に規定する共済契約の契約日および第17条（共済契約の更新）に規定する共済契約の更新日において満91歳未満とする。

(共済金受取人)

第 10 条 共済金受取人は、共済契約者とする。ただし、共済金支払事由の発生後、共済契約者が当該共済金を請求せずに死亡した場合には、共済契約者の法定相続人を共済金受取人とする。

2 前項の規定にかかわらず、共済契約者である被共済者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、つぎの各号に掲げる者とし、その順位はつぎの各号の順序による。

- (1) 共済契約者があらかじめ指定した者
- (2) 共済契約者の配偶者
- (3) 共済契約者の子
- (4) 共済契約者の孫
- (5) 共済契約者の父母
- (6) 共済契約者の祖父母
- (7) 共済契約者の兄弟姉妹
- (8) 共済契約者のおい・めい

3 共済金受取人が 2 人以上あるときは、代表者 1 人を定めなければならない。この場合、その代表者は、他の共済金受取人を代表する。

4 前項の代表者が定まらないときまたは代表者の所在が不明であるときは、この組合が共済金受取人の 1 人に対してなした行為は、他の共済金受取人に対しても効力を生ずるものとする。

5 第 2 項第 1 号により死亡共済金受取人をあらかじめ指定した場合においては、当該指定の効力は、共済契約者本人による指定の変更、取消等の意思表示がない限り、将来において引続き更新される契約のすべてに及ぶものとする。

6 前項の規定にかかわらず、指定されていた死亡共済金受取人が死亡共済金支払事由発生以前に死亡し、その後に共済契約者本人による指定の変更の意思表示がなく、共済契約者が死亡した場合には、死亡共済金受取人は、第 2 項第 2 号から第 8 号までの各号の順序による。

7 共済契約者の遺言による共済金受取人の変更は、行うことができないものとする。

第 3 節 共済契約の締結

(契約内容の提示)

第 11 条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、契約概要および注意喚起情報を提示し、この規約（「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」ならびにこれらにかかる条項を除く。）および細則により契約する。

2 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、ハンドブックを共済契約者に交付する。

(共済契約の申込み)

第 12 条 共済契約申込者は、被共済者の同意を得た上で、共済契約申込書につぎの各号の事項を記載し、署名のうえこの組合に提出しなければならない。

- (1) 基本契約にかかる共済金額（以下「基本契約共済金額」という。）
- (2) 付帯する特約および共済金額
- (3) 共済掛金の払込方法および払込場所
- (4) 共済契約者の氏名、住所および生年月日
- (5) 被共済者の氏名、生年月日、性別および共済契約者との続柄
- (6) 死亡共済金受取人の指定がある場合は、その氏名、住所、生年月日
- (7) その他この組合が必要と認めた事項

2 前項の場合にあつては、共済契約申込者または被共済者は、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうちこの組合が書面で告知を求めた事項（以下「質問事項」という。）について、この組合の指定する書面により事実を告知しなければならない。

(共済契約の申込みの撤回等)

第 13 条 共済契約申込者または共済契約者（以下「共済契約者等」という。）は、前条（共済契約の申込み）の規定によりすでに申込みをした共済

契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除（以下「申込みの撤回等」という。）をすることができる。この場合には、当該申込みのすべてについて申込みの撤回等をしなければならない。

2 前項の規定により共済契約の申込みの撤回等をする場合において、共済契約者等は、書面につきの各号の内容および申込みの撤回等をする旨を明記し、かつ、署名のうえ、この組合に提出しなければならない。

(1) 共済契約の種類

(2) 申込日

(3) 共済契約者等の氏名および住所

3 第1項および第2項の規定により共済契約の申込みの撤回等がされた場合には、共済契約は成立しなかったものとし、すでに第1回の共済掛金に相当する金額（以下「初回掛金」という。）が払い込まれているときには、この組合は、共済契約者等に初回掛金を返還する。

（共済契約申込みの諾否）

第14条 この組合は、第12条（共済契約の申込み）の申込みがあったときは、同条の規定により提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知する。

2 この組合が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、共済証書の交付をもって行う。

3 前項に規定する共済証書には、つぎの各号に規定する事項を記載するものとする。

(1) 共済契約の種類

(2) 保障内容および共済金額

(3) 共済掛金額およびその払込方法

(4) 共済契約者の氏名および生年月日

(5) 被共済者の氏名、生年月日および共済契約者との続柄

(6) 死亡共済金受取人の指定の有無

(7) 契約日

(8) 共済期間

(9) 証書作成年月日

（初回掛金の払込み）

第15条 共済契約者等は、初回掛金をすみやかにこの組合に払い込まなければならない。

（共済契約の成立および契約日）

第16条 この組合が、第14条（共済契約申込みの諾否）の定めにより、契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、かつ、この組合は、その申込みの日の翌日午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始する。

2 前項に規定する申込みの日の属する月の翌月1日を契約日とする。

3 この組合は、初回掛金を共済契約の契約日において第1回共済掛金に充当する。

4 この組合は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還する。

第4節 共済契約の更新

（共済契約の更新）

第17条 この組合は、共済期間の満了する共済契約について、当該共済契約の満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合には、満了する共済契約と同一共済金額で共済期間の満了日の翌日（以下「更新日」という。）に更新する。

2 前項の規定にかかわらず、つぎの第1号または第2号に該当する場合には、共済契約の更新はできず、第3号に該当する場合には、この組合は、共済契約の更新を拒むことができる。

(1) 更新日において、共済契約者が第8条（共

済契約者の範囲)に規定する範囲外であるとき。

- (2) 更新日において、被共済者が第9条（被共済者の範囲）に規定する範囲外であるとき。
 - (3) 共済制度の目的に照らして、この組合の共済契約関係者または共済金受取人に対する信頼を損ない、当該共済契約を更新することが適当でないと判断される細則に定める事由があるとき。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この組合は、規約または細則の改正があった場合には、共済契約の更新日における改正後の規約または細則による内容への変更を行い、共済契約を更新する。
 - 4 第1項の規定において、更新日における年齢が満66歳または満71歳である被共済者については、満了する共済契約の基本契約共済金額が第41条（基本契約共済金額）第3項に定める基本契約共済金額の最高限度を超過する場合、その最高限度を第1項における同一共済金額とみなして、共済契約を更新する。
 - 5 共済契約者が、変更の申し出をする場合には、この組合所定の書類につぎの事項を記載し、被共済者の同意を得て、署名のうえ、共済契約が満了する日までにこの組合に提出しなければならない。
 - (1) 基本契約共済金額
 - (2) 付帯する特約および共済金額
 - (3) その他この組合が必要と認めた事項
 - 6 前項の場合であって、共済金額の増額または新たな特約を付帯するときは、共済契約者または被共済者は、質問事項について、この組合の指定する書面により事実を告知しなければならない。
 - 7 この組合は、第5項の申し出を承諾した場合には、その内容で更新し、承諾しない場合には、変更の申し出はなかったものとみなす。
 - 8 第1項および第3項から第7項までの規定にもとづきこの組合が承諾した共済契約を、以下「更

新契約」という。

- 9 更新契約の初回掛金は、共済契約の更新日の前日までに払い込まなければならない。ただし、この場合には、満了する共済契約の満了日の翌日から2カ月間の払込猶予期間を設ける。
- 10 前項に規定する更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。
- 11 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は更新されなかったものとする。
 - (1) 満了する共済契約に未払込共済掛金があったとき。
 - (2) 第9項および第10項に規定する猶予期間内に、初回掛金の払込みがなかったとき。
- 12 この組合は、第1項および第3項から第10項までの規定にもとづき共済契約の更新が行われた場合には、その旨を共済契約者に通知する。この場合には、更新後の共済契約について新たな共済証書の発行を省略することができる。ただし、第2項にもとづき更新ができない場合および更新を拒む場合ならびに第7項にもとづきこの組合が共済契約の変更を承諾しない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知する。

第5節 共済掛金の払込み

（共済掛金の払込み）

- 第18条 共済掛金の払込方法は、月払、半年払または年払とする。
- 2 共済掛金は払込方法ごとに次の期日（以下「払込期日」という。）までに払い込まなければならない。
 - (1) 払込方法が月払の場合
契約日または更新日の月ごとの応当日の前日
 - (2) 払込方法が半年払の場合

契約日または更新日の半年ごとの応当日の前

日

(3) 払込方法が年払の場合

契約日または更新日の応当日の前日

- 3 前項により、払い込むべき共済掛金は、それぞれの応当日からその翌応当日の前日までの期間に対応する共済掛金とする。

(共済掛金の払込場所)

第 19 条 共済掛金は、この組合の事務所またはこの組合の指定する場所に払い込まなければならない。

(共済掛金の口座振替扱)

第 20 条 共済契約者は、第 2 編第 1 章の掛金口座振替特則を付帯することにより、当該共済契約の共済掛金をこの組合の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと（以下「口座振替扱」という。）ができる。

(共済掛金の払込猶予期間)

- 第 21 条 この組合は、初回掛金の払込みについては、共済契約の契約日から 1 ヶ月間の猶予期間を、第 2 回以後の共済掛金の払込みについては、払込期日の翌日から 2 ヶ月間の猶予期間を設ける。
- 2 前項に規定する初回掛金の払込猶予期間および第 2 回以後の共済掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。

第 6 節 共済金の請求および支払い

(共済金の請求)

第 22 条 共済金受取人は、被共済者について共済事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく、細則で定める書類を提出することによりこの組

合に共済金を請求するものとする。

- 2 この組合は、共済金の請求を受け、必要と認めた場合には、共済契約者、被共済者または共済金受取人に対し、事実を確認すること、および、この組合の指定する医師または歯科医師の診断を求めることができる。

(共済金等の支払いおよび支払場所)

第 23 条 この組合は、前条（共済金の請求）の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後 10 日以内に、共済金の支払事由、共済金が支払われない事由の有無、共済契約の効力の有無その他この組合が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査（以下、この条において「必要な調査」という。）を終えて、この組合の指定した場所で共済金を共済金受取人に支払うものとする。ただし、つぎの各号に定める日は 10 日に含めない。

(1) 土曜日および日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）に規定する祝日

(3) 12 月 29 日から翌月 3 日までの日

- 2 前項の規定にかかわらず、傷病の内容、共済事故発生の状況、共済事故発生の原因、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他この組合が支払うべき共済金の額を確定するために必要な調査を要する場合において、この組合に提出された書類だけではその確認ができないときは、必要な調査を終えて、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後 30 日以内に、共済金を共済金受取人に支払うものとする。

- 3 第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨をこの組合が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後、当

該各号に掲げる期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払うものとする。

- (1) 弁護士法(昭和 24 年 6 月 10 日法律第 205 号)その他の法令にもとづく照会が必要とき 180 日
 - (2) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき 180 日
 - (3) 病院等の医療機関または医師、歯科医師等に対する書面または面談による調査または確認が必要な場合 90 日
 - (4) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき 90 日
 - (5) 災害救助法(昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号)が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき 60 日
 - (6) 日本国外で傷病が発生した等の事情により、日本国外において調査を行う必要がある場合 180 日
 - (7) 第 1 号から第 6 号までに掲げる場合のほか、この組合ならびに共済契約者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要とき 90 日
- 4 この組合は、第 1 項から第 3 項までの確認または調査に際し、共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由がなくこの調査等を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含む。)、これにより確認または調査が遅延した期間については、同項の期間に算入しないものとする。組合が指定した医師または歯科医師による被共済者の診断を求めたときも、同様に扱うものとする。
- 5 この組合は、共済掛金の返還の請求または返戻

金および契約者割戻金(以下「諸返戻金等」という。)の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後 60 日以内に、この組合の指定した場所で共済契約者に支払うものとする。

(共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い)

第 24 条 この組合は、共済掛金の払込猶予期間中に共済金の支払事由が発生し共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払う(以下「共済金の差額支払い」という。)ことができるものとする。ただし、共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行わない場合には、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払いこまなければならない、払込猶予期間中に共済掛金の払込みがなされない場合は、この組合は、共済金を支払わない。

- 2 前項の規定にかかわらず、初回掛金が払い込まれる前に生じた共済事故について共済金の支払いを受ける場合には、初回掛金の全額を払い込まなければならない。なお、払い込みがなされない場合には、この組合は、共済金を支払わない。

(生死不明の場合の共済金の支払い及び共済金の返還)

第 25 条 この組合は、被共済者の生死が不明な場合において、細則の定めるところにより被共済者が死亡したものと認めたときは、認めた日において被共済者が死亡したものとみなして取り扱う。

- 2 前項の規定によりこの組合が死亡共済金、公務災害死亡共済金および交通災害死亡共済金を支払った後に被共済者の生存が判明したときは、共済金受取人はすでに支払われた共済金をこの組合に返還しなければならない。

(質入れ等の制限)

第 26 条 共済金の支払いを請求する権利は、被共済者の同意があり、かつ、この組合が承認した場合を除き、質入れまたは譲渡することができない。

(戦争その他の非常な出来事の場合)

第 27 条 この組合は、戦争その他の非常な出来事により、共済契約にかかる所定の共済金を支払うことができない場合は、総代会の議決を経て共済金の分割支払い、支払いの繰延または削減をすることができる。

第 7 節 共済契約の終了

(詐欺等による共済契約の取消し)

第 28 条 この組合は、共済契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができる。

2 前項の規定による取消しは、共済契約者に対する通知によって行う。

3 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人、共済契約者の推定相続人(以下「共済金受取人等」という。)または被共済者に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が 2 人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の 1 人に対して通知すれば足りる。

(共済契約の無効)

第 29 条 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は無効とする。

(1) 被共済者が申込みの日または更新日にすでに死亡していたとき。

(2) 被共済者が申込みの日または更新日において、第 8 条(共済契約者の範囲)または第 9 条(被共済者の範囲)に規定する被共済者の

範囲外であった場合

- (3) 共済契約者が申込みの日または更新日にすでに死亡していたとき。
- (4) 基本契約および特約の共済金額が、それぞれに規定する最高限度をこえていたときは、そのこえた部分の共済金額に対応する共済契約
- (5) 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがなされていたとき。
- (6) 第 12 条(共済契約の申込み)の申込みまたは第 17 条(共済契約の更新)第 5 項の変更の申し出に際し、被共済者の同意を得ていなかったとき。
- 2 この組合は、前項の場合において、当該共済契約の共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還する。
- 3 この組合は、第 1 項の規定により共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求することができる。
- 4 この組合は、共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合には、その共済契約を無効とし、共済掛金を返還しない。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求する。

(共済契約の失効)

第 30 条 第 21 条(共済掛金の払込猶予期間)に規定する払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合において、共済契約は、払込猶予期間の末日の翌日の午前零時に効力を失い、かつ、共済契約は消滅する。この場合において、この組合は、その旨を共済契約者に通知する。

(共済契約の解約)

第 31 条 共済契約者は、細則に定める方法により、いつでも将来に向かって共済契約(基本契約およ

び特約)を解約することができる。

- 2 前項の規定による解約は、書面をもって行うものとし、その書面には解約の申し出を行う日を記載するものとする。
- 3 解約の効力は、前項の書面を受け付けた日の翌月1日から生じる。

(重大事由による共済契約の解除)

第32条 この組合は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約を将来に向かって解除することができる。

- (1) この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
 - (2) 共済契約関係者または共済金受取人が、この組合に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
 - (3) 第1号および第2号に掲げるもののほか、この組合の共済契約関係者または共済金受取人に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。
- 2 前項の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生ののちになされたときであっても、この組合は、前項各号に規定する事実が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払わない。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。
- 3 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行う。
- 4 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人等または被共済者に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。

(共済契約の解除)

第33条 共済契約者または被共済者が、共済契約締結または第17条(共済契約の更新)第5項から第7項までの規定による更新の当時(以下、この条において「共済契約締結時」という。)、故意または重大な過失により質問事項について、事実を告げず、または当該事項について事実でないことを告げた場合には、この組合は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約を解除することができない。
 - (1) 共済契約締結時において、この組合が前項の事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき。
 - (2) この組合のために共済契約の締結の媒介を行うことができる者(この組合のために共済契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。)が、共済契約者または被共済者が事実の告知をすることを妨げたとき。
 - (3) 共済媒介者が、共済契約者または被共済者に対し、事実の告知をせず、または事実でないことの告知をすることを勧めたとき。
 - (4) 当該被共済者にかかる共済契約の契約日(ただし、更新日に共済金額を増額した共済契約の増額部分についてはその更新日)から2年以内に共済事故が生じなかった場合において、なお共済契約が存続していたとき。
- 3 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても共済契約者または被共済者が第1項の事実の告知をせず、または事実でないことの告知をしたと認められる場合には、適用しない。
- 4 第1項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生ののちになされたときであっても、この組合は、解除された時ま

でに発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。ただし、共済契約者または共済金受取人が、当該共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合は除く。

5 第1項の規定による解除権は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、消滅する。

(1) この組合が解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかったとき。

(2) 共済契約締結時から5年が経過したとき。

6 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行う。

7 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知ができない場合は、共済金受取人等または被共済者に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。

8 被共済者が共済契約者以外の者である場合において、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対し共済契約（その被共済者にかかる部分に限る。以下、この項ならびに第36条（解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻）において同じ。）を解除することを求めることができる。

(1) 共済契約者または共済金受取人に、第32条（重大事由による共済契約の解除）第1項第1号または第2号のいずれかに該当する行為があったとき

(2) 前号に掲げるもののほか、被共済者の共済契約者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき

(3) 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事情により、被共済者が第12条（共済契約の申込み）第1項の同意をする

にあたって基礎とした事情に著しい変更があったとき

（死亡または高度障害共済金支払いによる共済契約の消滅）

第34条 被共済者が死亡した場合はそのときをもって、高度障害共済金が支払われた場合はそのときをもって、共済契約は消滅する。

（取消しの場合の共済掛金の返還および共済金の取扱い）

第35条 この組合は、第28条（詐欺等による共済契約の取消し）の規定により、共済契約を取り消した場合には共済掛金を返還せず、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求する。

（解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻）

第36条 この組合は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、当該共済契約の未経過共済期間（1か月に満たない端数日を切り捨てる。）に対する返戻金を共済契約者に払い戻す。

(1) 第31条（共済契約の解約）、第32条（重大事由による共済契約の解除）または第33条（共済契約の解除）の規定により、共済契約が解約されまたは解除されたとき。

(2) 第34条（死亡または高度障害共済金支払いによる共済契約の消滅）の規定により共済契約が消滅し、かつ、第44条（死亡共済金を支払わない場合）の規定により死亡共済金が支払われないとき。

（消滅の場合の未払込共済掛金の精算）

第37条 この組合は、第34条（死亡または高度障害共済金支払いによる共済契約の消滅）の規定により、共済契約が消滅し、かつ、共済金を共済契約者または共済金受取人に支払う場合において、当該共済契約に未払込共済掛金があるときは、第

21 条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する期間中であっても、その金額を共済金から差し引く。

第 8 節 共済契約の変更

（共済契約による権利義務の承継）

- 第 38 条 共済契約者が死亡した場合には、定款第 6 条（組合員の資格）第 2 項によりこの組合の承認を得た者は、被共済者の同意を得て、共済契約による権利義務を承継することができる。
- 2 前項の規定による承継ができなかった場合には、被共済者が共済契約者の共済契約による権利義務を承継し、その共済契約は、その満了日の翌日の午前零時に消滅する。

（共済契約関係者の続柄の異動）

- 第 39 条 共済契約者は、共済期間中途において、被共済者が第 9 条（被共済者の範囲）第 1 項第 2 号および第 3 号に該当しなくなった場合には、その旨を遅滞なくこの組合に通知しなければならない。

（氏名および住所の変更）

- 第 40 条 共済契約者は、つぎの各号について変更がある場合には、遅滞なくこの組合の定める書式により、その旨をこの組合に通知しなければならない。
- (1) 共済契約者の氏名または住所
 - (2) 被共済者の氏名
 - (3) 第 10 条（共済金受取人）第 2 項第 1 号の規定による死亡共済金受取人の氏名または住所

第 3 章 基本契約

第 1 節 基本契約共済金額

（基本契約共済金額）

- 第 41 条 基本契約 1 口についての共済金額は、100 万円とする。
- 2 基本契約共済金額の最高限度は、被共済者 1 人につき、3,000 万円とする。
 - 3 前項の規定に関わらず、契約日または更新日における被共済者の年齢が満 66 歳以上満 71 歳未満の者の基本契約共済金額の最高限度は 1,000 万円とし、満 71 歳以上の者の基本契約共済金額の最高限度は 500 万円とする。

第 2 節 基本契約の共済金および共済金の支払い

（基本契約共済金の種類）

- 第 42 条 基本契約によりこの組合が支払う共済金の種類は、つぎの各号のとおりとする。
- (1) 死亡共済金
 - (2) 高度障害共済金

（死亡共済金および高度障害共済金）

- 第 43 条 この組合は、基本契約において、被共済者が共済期間中に死亡した場合に、死亡共済金を支払う。
- 2 この組合は、基本契約において、被共済者が責任開始時以後に発生した傷害または疾病により、共済期間中に高度障害となった場合に高度障害共済金を支払う。
この場合、責任開始時前にすでに生じていた障害状態に、責任開始時以後に発生した傷害または疾病（責任開始時前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のないものに限る。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害になったときを含む。

- 3 前2項により、支払う死亡共済金または高度障害共済金の額は、基本契約共済金額とする。

(死亡共済金を支払わない場合)

第44条 この組合は、基本契約において、つぎの各号のいずれかに該当するときは、死亡共済金を支払わない。

- (1) 被共済者が責任開始時の属する日(ただし、更新日に共済金額を増額した共済契約の増額部分についてはその更新日)から1年以内に自殺したとき。
- (2) 被共済者の犯罪行為により死亡したとき。
- (3) 共済金受取人が、故意に被共済者を死亡させたとき。ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払う。
- (4) 共済契約者が、故意に被共済者(共済契約者と同一人である場合を除く。)を死亡させたとき。

(高度障害共済金を支払わない場合)

第45条 この組合は、基本契約において、つぎの各号のいずれかに該当するときは、高度障害共済金を支払わない。

- (1) 被共済者が責任開始時の属する日(ただし、更新日に共済金額を増額した共済契約の増額部分についてはその更新日)から1年以内に自殺行為により高度障害になったとき。
- (2) 被共済者の故意(自殺行為を除く。)により高度障害になったとき。
- (3) 被共済者の犯罪行為により高度障害になったとき。
- (4) 共済契約者が、故意に被共済者(共済契約者と同一人である場合を除く。)を高度障害とさせたとき。
- (5) 高度障害共済金を支払う前に死亡共済金(当該高度障害共済金の支払いの原因とな

った傷病との因果関係を問わない。)の支払請求を受けたとき、または死亡共済金支払後に高度障害共済金(当該死亡共済金の支払いの原因となった傷病との因果関係を問わない。)の支払請求を受けたとき。

第4章 公務・交通災害死亡特約

第1節 公務・交通災害死亡特約の共済金および共済金の支払い

(公務災害死亡共済金)

第46条 この組合は、公務・交通災害死亡特約において、被共済者が共済期間中に公務員災害補償法等の適用を受けた公務上死亡となった場合に、公務災害死亡共済金を支払う。

(交通災害死亡共済金)

第47条 この組合は、公務・交通災害死亡特約において、被共済者が責任開始時以後に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中に死亡した場合には、交通災害死亡共済金を支払う。

(交通災害死亡共済金を支払わない場合)

第48条 この組合は、公務・交通災害死亡特約において、次の各号のいずれかの事由により生じた被共済者の交通事故については、交通災害死亡共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失
- (2) 被共済者の犯罪行為
- (3) 被共済者の無免許運転、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (4) 被共済者の泥酔の状態を原因とする事故

第2節 公務・交通災害死亡特約の締結

(公務・交通災害死亡特約締結の要件)

第49条 この組合は、公務・交通災害死亡特約の申込みが基本契約に付帯してなされた場合に限って公務・交通災害死亡特約を締結するものとし、その被共済者は、基本契約の被共済者と同一とする。

(公務・交通災害死亡特約共済金額)

第50条 公務・交通災害死亡特約1口についての共済金額は、100万円とする。

- 2 公務・交通災害死亡特約の口数は、基本契約の共済契約口数と同一とする。

(公務・交通災害死亡特約共済掛金額)

第51条 公務・交通災害死亡特約1口についての共済掛金額は、別表第1に定めるものとし、その算定は、別紙第1「掛金額算出方法書」による。

第5章 障害特約

第1節 障害特約の共済金および共済金の支払い

(障害共済金)

第52条 この組合は、障害特約において、被共済者が責任開始時以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、障害状態となった場合には、別表第2「身体障害等級表」において、当該障害状態が該当する等級に応じた金額を障害共済金として支払う。

2 前項の規定により、障害共済金を支払った後、または障害共済金の支払請求を受けた後に、死亡または高度障害となった場合には、第43条（死亡共済金および高度障害共済金）、第46条（公務災害死亡共済金）および第47条（交通災害死亡共済金）の規定により所定の共済金を支払う。なお、この場合、障害状態の原因となった傷害または疾病との関連は問わない。

(障害共済金を支払わない場合)

第53条 この組合は、障害特約において、次の各号のいずれかの事由により生じた被共済者の障害状態については、障害共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失
- (2) 被共済者の犯罪行為
- (3) 被共済者の無免許運転、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (4) 被共済者の泥酔の状態を原因とする事故

第2節 障害特約共済金額

(障害特約共済金額)

第54条 障害共済金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 別表第2「身体障害等級表」の1種目のみに該当した場合

その障害状態が該当する等級に応じた共済金額

(2) 2種目以上の障害状態に該当した場合

それぞれの障害状態が該当する等級に応じた共済金額の合計額。ただし、それらの障害状態が身体の同一部位に生じた場合には、最も上位の等級に応じた共済金額

(3) すでに障害状態のある身体の同一部位に加重して障害状態が生じた場合

加重の結果、新たに生じた障害状態が属する等級の共済金額からすでにある障害状態が属する等級の共済金額を差し引いて得た共済金額

2 障害特約は、基本契約の共済契約口数内において付帯することができる。

第3節 準用規定

(準用規定)

第55条 第49条（公務・交通災害死亡特約締結の要件）および第51条（公務・交通災害死亡特約共済掛金額）の規定は、障害特約に準用する。

第6章 事業の実施方法

第1節 事業の実施方法

（事業の実施方法）

第56条 この組合は、都道府県ごと、学校種別（大学・私学）ごと、または各都道府県をまたいだ区域ごとに設けるこの組合の事業所を通じてこの共済事業を実施する。

（共済代理店の設置と権限）

第57条 この組合は、共済代理店を設置することができる。

2 共済代理店が行う業務は、つぎの各号に掲げる業務とする。

- (1) 共済契約の締結の代理または媒介
- (2) 共済掛金の収受に関する業務
- (3) その他この組合が定めた事項に関する業務

（業務委託）

第58条 この組合は、この共済事業を実施するにあたり、この組合以外の者（前条（共済代理店の設置と権限）に規定する代理店を除く。）に必要な業務の一部（共済契約の締結の代理および媒介を除く。）を委託することができる。

第2節 契約者割戻金

（契約者割戻金）

第59条 この組合は、第64条（割戻準備金の額）の規定により積み立てた契約者割戻準備金の中から以下の条件のいずれかを満たす共済契約に対して、別に定める基準により、契約者割戻金の割当てを行う。

- (1) 当該事業年度末に有効な契約
- (2) 当該事業年度中に共済期間を満了した契約のうち、当該事業年度末に有効な契約に更新した契約

- 2 前項の規定により割り当てた契約者割戻金は、別に定める方法により共済契約者に支払う。
- 3 この組合は、共済契約の締結にあたり、確定金額の割戻しを約さないものとする。

第3節 再共済の授受

（再共済）

第60条 この組合は、この組合の引き受けたすべての共済契約について、その共済責任の一部を再共済または再保険に付すことができる。

第4節 共済掛金および責任準備金等の額の算出方法に関する事項

（共済掛金の額）

第61条 基本契約1口についての共済掛金額は、別表第1に定めるものとし、その算定は、別紙第1「掛金額算出方法書」による。

（責任準備金の額）

第62条 責任準備金の種類は、未経過共済掛金および異常危険準備金とし、その額は、別紙第2「責任準備金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

（解約返戻金等の額）

第63条 第36条（解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻）に規定する返戻金の額は、別紙第3「解約返戻金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

（割戻準備金の額）

第64条 契約者割戻準備金の額は、別紙第4「契約者割戻準備金額算出方法書」において規定する方法により算出した額とする。

(未収共済掛金の額)

第 65 条 未収共済掛金の額は、別紙第 5「未収共済掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(支払備金、責任準備金および割戻準備金の積立て)

第 66 条 この組合は、毎事業年度末において、支払備金、責任準備金および割戻準備金を積み立てるものとする。

第 5 節 特則の種類

(特則の種類)

第 67 条 特則の種類は、掛金口座振替特則とする。

第 6 節 共済契約上の紛争の処理

(異議の申立ておよび審査委員会)

- 第 68 条 共済契約および共済金の支払いに関するこの組合の決定に不服がある共済契約者、被共済者または共済金受取人は、この組合におく審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。
- 2 前項の異議申立ては、この組合の決定があったことを知った日から 60 日以内に書面をもって行わなければならない。
- 3 第 1 項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から 60 日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。
- 4 審査委員会の組織および運営に関する事項は、別に定めるところによる。

(管轄裁判所)

第 69 条 この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、この組合の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁

判所をもって、合意による管轄裁判所とする。

第 7 節 規約の変更

(規約の変更)

- 第 70 条 この組合は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、第 11 条（契約内容の提示）第 1 項に規定する規約を変更する必要がある場合等には、民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）第 548 条の 4（定型約款の変更）にもとづき、支払事由、支払要件、免責事由、その他の契約内容を変更することができる。
- 2 前項の場合には、この組合は、規約を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。
- 3 前項の電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則（昭和 23 年 9 月 30 日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第 1 号）第 53 条（電磁的方法）第 1 項第 1 号にもとづくものをいう。

第 8 節 雑 則

(時 効)

第 71 条 共済金および諸返戻金等を請求する権利は、これらを行行使することができる時から 3 年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(裏書規定)

第 72 条 この規約において、共済証書に裏書する場合には、あらたな共済証書の発行または裏書内容の通知をもって共済証書への裏書きに代えることができる。

(細 則)

第 73 条 この規約に定めるもののほか、この共済事業の実施のための手続その他事業の執行について必要な事項は、細則で定める。

(定めのない事項の取扱い)

第 74 条 この規約および細則で規定していない事項については、日本国法令にしたがうものとする。

第 2 編 特 則

第 1 章 掛金口座振替特則

(掛金口座振替特則の適用)

第 75 条 この特則は、第 20 条（共済掛金の口座振替扱）に規定する口座振替扱による共済掛金の払込みを実施する場合に適用する。

(掛金口座振替特則の締結)

第 76 条 この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この組合の承諾を得て、付帯することができる。

2 この特則を付帯するには、つぎの各号の条件のすべてをみたさなければならない。

(1) 共済契約者等の指定する口座（以下「指定口座」という。）が、この組合と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」という。）に設置されていること。

(2) 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの組合の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

(共済掛金の払込み)

第 77 条 第 2 回目以後の共済掛金は、第 18 条（共済掛金の払込み）第 2 項の規定にかかわらず、払込期日の属する月中のこの組合の定めの日（以下「振替日」という。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とする。）に、指定口座から共済掛金相当額をこの組合の口座に振り替えることによって払い込まなければならない。

2 初回掛金を口座振替扱によって払い込む場合の初回掛金は、第 15 条（初回掛金の払込み）の規定にかかわらず、この組合が当該共済契約にかかる初回掛金を、はじめて指定口座からこの組合の

口座に振り替えようとした日までに指定口座から共済掛金相当額をこの組合の口座に振り替えることによって払い込まなければならない。この場合において、指定口座から初回掛金の振替ができなかった場合は、発効日の翌日から2ヶ月間の猶予期間を設け、猶予期間内に振替ができなかった場合は、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱う。

- 3 第1項および第2項の場合にあっては、指定口座から引き落としのなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとする。
- 4 同一の指定口座から2件以上の共済契約（この組合の実施する他の共済事業による共済契約を含む。）にかかる共済掛金を振り替える場合には、この組合は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、この組合に対して、これらの共済契約のうちの一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できない。
- 5 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければならない。
- 6 この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略する。

（口座振替不能の場合の扱い）

- 第78条 月払契約の振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、前条（共済掛金の払込み）第1項の規定による共済掛金の払込みができなかった場合において、2回分以上の未払込共済掛金があったときは、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行わない限り、共済掛金の払込みがされなかったものとみなす。
- 2 前項の規定による共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、第21条（共済掛金の払込猶予期間）の払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額をこの組合またはこの組

合の指定した場所に払い込まなければならない。

（指定口座の変更等）

- 第79条 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができる。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができる。
- 2 前項の場合において、共済契約者は、あらかじめその旨をこの組合および当該取扱金融機関等に申し出なければならない。
 - 3 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの組合および当該取扱金融機関等に申し出なければならない。
 - 4 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、この組合は、その旨を共済契約者に通知する。この場合、共済契約者は、指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければならない。

（掛金口座振替特則の消滅）

- 第80条 つぎの各号の場合には、この特則は消滅する。
- (1) 第76条（掛金口座振替特則の締結）第2項に規定する条件に該当しなくなったとき。
 - (2) 前条（指定口座の変更等）第1項、第2項および第4項に規定する諸変更の際し、その変更手続が行われないまま共済掛金の口座振替が不能となったとき。
 - (3) 共済契約者が次条（振替日の変更）の規定による振替日の変更を承諾しないとき。
 - (4) 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止したとき。

（振替日の変更）

- 第81条 この組合および取扱金融機関等の事情により、この組合は、将来に向かって振替日を変更

することができる。この場合、この組合は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知する。

付 則

- 1 この規約の改廃は、総代会の議決を経なければならない。
- 2 この規約は、1969年6月20日より施行する。
- 3 この改正規約は、1970年6月7日より施行する。(改正第7条、第19条)
- 4 この改正規約は、1975年1月1日より施行する。(改正第7条)
- 5 (経過措置)
この改正時(1976年7月1日)に従前の規約によって契約をしていた組合員であって、引続き更新によって特約の契約を締結したものにあっては、事業細則第5条第1項第1号に該当するものを除き、更新前から特約の契約をしていたものとみなす。この経過措置は口数にかかわらず、また配偶者にもこれを適用する。
- 6 この改正規約は、1976年7月1日より施行する。(改正第7条、第19条、第31条以下)
- 7 この改正規約は、1977年2月26日より施行する。(改正第18条)
- 8 この改正規約は、1978年7月1日より施行する。(改正第31条)
- 9 この改正規約は、1978年4月1日より施行する。(改正第7条第1項、第2項、第31条第1項、第2項、第3項、第4項)
- 10 この改正規約は、1980年4月1日より施行する。(改正第2条第2項、第11条)
- 11 この改正規約は、1982年4月1日より施行する。(第6条、第7条、第11条、第13条、第18条、第19条、第30条、第31条)
ただし、1982年3月31日以前に成立した共済契約についてはなお従前の規約によるものとする。
- 12 この改正規約は、1984年7月1日より施行す

る。(改正第8条)

ただし、1984年6月30日以前に成立した共済契約については、なお従前の規約によるものとする。

- 13 この改正規約は、1985年7月1日より施行する。(改正第7条第4項)
- 14 この改正規約は、1989年8月1日より施行する。(改正第2条第2項、第3項、第7条第2項、第4項、第8条、第11条、第22条、第31条第1項、第2項、第3項、第4項)
- 15 この改正規約は、1993年8月1日より施行する。(改正第6条第2項、第3項、第7条3項、第32条第1項)
- 16 この改正規約は、1994年8月1日より施行する。(改正第2条第3項、第7条、第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条第1項・第2項・第4項)
- 17 この改正規約は、1996年4月1日より施行する。(改正第1条)
- 18 この改正規約は、1998年8月1日より施行する。
- 19 この改正規約は、2001年8月1日より施行する。
- 20 この改正規約は、2003年8月1日より施行する。
- 21 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日(2010年3月26日)から施行し、2010年4月1日以後に発効する共済契約から適用する。ただし、共済契約の成立時期にかかわらず、共済事故が適用日以後に発生した場合には、第23条(共済金等の支払いおよび支払場所)の規定を適用し、第26条(質入れ等の制限)および第32条(重大事由による共済契約の解除)は、適用日前に成

立した共済契約についても将来に向かって適用し、第 62 条（責任準備金の額）の定めにより算出した額の第 66 条（支払備金、責任準備金および割戻準備金の積立て）による積立ては、2009 年度決算から適用する。

22 この規約の一部改正は、厚生労働省の認可のあった日（2011 年 10 月 14 日）から施行し、2011 年 10 月 14 日以後に発効する共済契約に適用する。ただし、男性の外傷に対して醜状を残すこととなる障害の等級については 2010 年 6 月 10 日以後に身体障害にかかる共済金の支払事由に該当したものから適用する。

23 この規約の一部改正は、厚生労働省の認可のあった日（2013 年 4 月 19 日）から施行する。ただし、認可のあった日前に共済契約の責任が開始されていた共済契約については、認可のあった日以後の更新日から適用する。

24 この規約の一部改正は、厚生労働省の認可のあった日（2016 年 5 月 25 日）より施行する。

25 この規約の一部改正は、厚生労働省の認可のあった日（2017 年 9 月 1 日）から施行し、2017 年 9 月 1 日から適用する。

26 この規約の一部改正は、厚生労働省の認可のあった日（2020 年 1 月 27 日）から施行し、2020 年 4 月 1 日から適用する。ただし、つぎの各号に掲げる改正後の条項は、適用の日現在、現に存する共済契約についても将来に向かって適用する。

- (1) 第 29 条（共済契約の無効）
- (2) 第 38 条（共済契約による権利義務の承継）
- (3) 第 70 条（規約の変更）
- (4) 第 71 条（時効）

27 この規約の一部改正は、厚生労働省の認可のあった日（2020 年 12 月 15 日）から施行し、契約日または更新日が 2021 年 8 月 1 日以後の共済契約から適用する。

別表第 1

(単位：円)

		年齢	共済掛金額（1口）		
			年払	半年払	月払
基本契約	組合員 配偶者 子ども	～40 歳	810	407	71
		41～65 歳	3,370	1,693	295
		66～70 歳	15,570	7,824	1,362
		71～75 歳	26,330	13,231	2,304
		76～80 歳	43,490	21,854	3,805
		81～85 歳	68,910	34,628	6,029
		86～90 歳	105,960	53,246	9,270
公務・交通災害 死亡特約	組合員 配偶者 子ども	～40 歳	80	40	7
		41～65 歳	80	40	7
		66～70 歳	80	40	7
		71～75 歳	80	40	7
		76～80 歳	80	40	7
		81～85 歳	80	40	7
		86～90 歳	80	40	7
障害特約	組合員 配偶者 子ども	～40 歳	40	20	3
		41～65 歳	290	146	25
		66～70 歳	770	387	67
		71～75 歳	1,270	638	111
		76～80 歳	1,830	920	160
		81～85 歳	2,570	1,291	225
		86～90 歳	3,010	1,513	263

(注) 表中「子ども」とは、第9条（被共済者の範囲）に定める被共済者となる共済契約者の子のことをいう。

別表第 2

身体障害等級表

1. 身体障害の状態の定義

身体障害とは、病気または傷害が治癒したときに残存する障害をいう。

2. 身体障害等級表

「障害等級」欄および「身体障害」欄は、施行規則の障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、障害等級別の 1 口あたりの共済金額は以下のとおりとする。

なお、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済金の支払事由が発生した時において現に効力を有する障害等級表の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとする。

施行規則の障害等級	1 口あたりの共済金額	身体障害
第 1 級	高度障害共済金 100 万円	施行規則の障害等級表中の第 1 級の「身体障害」欄による。
第 2 級	高度障害共済金 100 万円	施行規則の障害等級表中の第 2 級の「身体障害」欄による。
第 3 級	高度障害共済金 100 万円 (第 3 級の 2、3、4)	施行規則の障害等級表中の第 3 級の「身体障害」欄による。
	障害共済金 40 万円 (第 3 級の 1、5)	
第 4 級	障害共済金 35 万円	施行規則の障害等級表中の第 4 級の「身体障害」欄による。

施行規則の障害等級	1 口あたりの共済金額	身体障害
第 5 級	障害共済金 30 万円	施行規則の障害等級表中の第 5 級の「身体障害」欄による。
第 6 級	障害共済金 25 万円	施行規則の障害等級表中の第 6 級の「身体障害」欄による。
第 7 級	障害共済金 20 万円	施行規則の障害等級表中の第 7 級の「身体障害」欄による。
第 8 級	障害共済金 15 万円	施行規則の障害等級表中の第 8 級の「身体障害」欄による。
第 9 級	障害共済金 10 万円	施行規則の障害等級表中の第 9 級の「身体障害」欄による。
第 10 級	障害共済金 5 万円	施行規則の障害等級表中の第 10 級の「身体障害」欄による。

(備 考)

身体障害が 2 以上ある場合には、施行規則の定めにかかわらず、規約本文の定めにより取り扱うものとする。

別紙第6

交通事故認定基準

1. 交通事故の範囲

(1) 「交通事故」とは、車輛、路面電車、列車、航空機、船舶その他の交通機関（以下「交通機関」という。）の交通によって、被共済者（当該交通機関の運転者を含む。）に生じた事故をいう。ただし、次に定めるものを含まないものとする。

- ① 道路（道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第2条第1項第1号の道路とする。日本国外においても同法で規定する道路と同程度のものとする。以下同じ。）以外の場所における車輛の交通によって生じたもの
 - ② 人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの
 - ③ 列車、路面電車等の専用軌道内もしくは自動車専用道路内に立入りまたは当該軌道もしくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突によって生じたもの
 - ④ 道路上において、交通機関の停止（駐車その他これに準ずる継続的な停止をいう。以下同じ。）していた場所または停止しようとする場所の周辺において当該交通機関の運行または荷役関係者との間に生じたもの
- (2) 前記（1）のほか、次に定める急激かつ偶然な外来の事故は、交通事故に含むものとする。
- ① 改札口を有する交通機関の乗降場構内（改札口の内側をさす）における、乗客（入場客を含む）である被共済者の事故
 - ② 道路を通行中の被共済者の次に定める事故
 - ア 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下
 - イ 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - ウ 火災または破裂・爆発

2. 交通機関の範囲

交通機関の範囲は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 汽車、電車、路面電車、気動車、モノレール、ケーブルカー（ロープウェーを含む。）、リフト、エレベーターおよびエスカレーター。ただし、工業施設構内で用いられている工業施設の一部をなす運搬具を除く。
- (2) 自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、人力車、そりおよびトロリーバス等の車両（道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第2条第1項第8号から第12号までに規定するもの。）
- (3) 航空法（昭和27年7月15日法律第231号）第2条第1項に規定する航空機
- (4) 船舶職員法（昭和26年4月16日法律第149号）第2条第1項に規定する船舶およびそれと同等級の外国船舶